

男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
全労働者	67.7%
常勤職員	72.3%
非常勤職員	69.2%

対象期間

令和5年度（令和5年4月分～令和6年3月分）

賃金

基本給、諸手当、超過労働に対する手当、賞与の合計

退職金を除く

非常勤職員

パートタイム、有期雇用契約、嘱託を含み、派遣社員を除く

※なお、パートタイム労働者についても、時間の長短に関わらず1名と換算している